

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

函館公共職業安定所 発表

平成31年4月10日（水）

担	函館公共職業安定所
所	長 成田 昌子
雇	用 開 発 部 長 杉村 雅通
当	電 話 (0138) 88-1317

平成30年 函館管内の民間企業における障害者雇用状況の集計結果

(平成30年6月1日現在)

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について公共職業安定所への報告を求めています。

函館公共職業安定所管内の平成30年6月1日現在における「障害者雇用状況」集計結果をこのほど取りまとめましたので、公表します。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日に改定されています（民間企業の場合は2.0%→2.2%、対象企業を従業員数50.0人以上→45.5人以上に拡大）。

「平成30年函館管内の地方公共団体等の機関等における障害者雇用状況の集計結果」（平成30年12月28日公表）は、当所ホームページで公開しています。

I 概 要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
		函館	北海道	全国	函館	北海道	全国
民間企業	% 2.2	% 2.10	% 2.20	% 2.05	% 48.6	% 48.3	% 45.9

◎ 集計結果のポイント

【管内民間企業（45.5人以上規模の企業）】（法定雇用率2.2%）

- 集計企業数は **259社**（対前年比10.4%、27社増加）
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は**34,269.5人**（対前年比2.7%、923.5人増加）
- 雇用されている障害者の数は**718.5人**（対前年比1.8%、13人増加）
- 実雇用率は**2.10%**（対前年比0.02ポイント低下）
- 法定雇用率達成企業の割合は **48.6%**（対前年比6.6ポイント低下）

このため、函館公共職業安定所では、

民間企業については、

- ◎ 障害者の就職者数は増加しておりますが、51.4%の企業が法定雇用率を達成していないため、今後とも各企業が法定雇用率を達成するよう指導に努めてまいります。
- ◎ また、当所では、上記の法定雇用率達成指導を強化するとともに、障害を持つ求職者の紹介、雇い入れに対する助成、福祉施設等の関係機関と連携したチーム支援の充実、ジョブコーチ等を活用した職場適応の促進等により、法定雇用率未達成企業に対する障害者の雇い入れ支援にも努めてまいります。

Ⅱ 民間企業における雇用状況

第1表 民間企業における雇用状況

区分	対象 企業数	達成 企業 数	対 象 労 働 者 数 (人)	雇用障害者数					実雇用 率 (%)	雇用 率達 成企 業割 合 (%)	
				A 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者 (人)	B 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者 である短 時間労働 者 (人)	C 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者 (人)	D 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者で ある短時 間労働者 (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)			
函 館	30年	259	126	34,269.5	148	20	360	85	718.5	2.10	48.6
	29年	232	128	33,346.0	148	17	354	77	705.5	2.12	55.2
北海道	30年	3,713	1,795	654,625.0	2,669	447	7,724	1,757	14,387.5	2.20	48.3
	29年	3,288	1,778	627,189.5	2,588	447	6,790	1,843	13,334.5	2.13	54.1
全 国	30年	100,568	46,217	26,104,834.5	117,892	16,026	262,305	41,309	534,796.5	2.05	45.9
	29年	91,024	45,553	25,204,720.0	112,860	14,842	231,187	48,092	495,795.0	1.97	50.0

注) 1 「対象労働者数」は、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた一定率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 「雇用障害者数」は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては1人分とカウントしている。

3 A及びC欄は週の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B及びD欄は週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

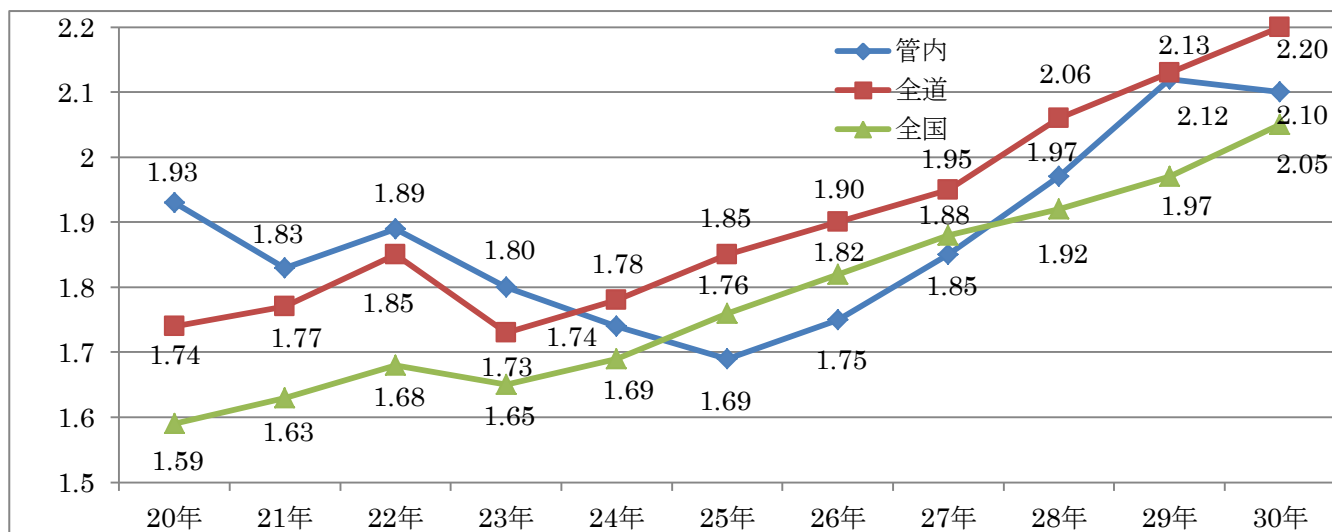
4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

第2表 障害者実雇用率の推移



(1)障害種別の雇用状況

雇用されている障害者の数を障害種別で見ると、身体障害者数は457.0人で、前年比0.1%(4.5人)減、知的障害者数は219.5人で、同4.3%(9.5人)増、精神障害者数は42.0人で、19%(8.0人)増加し、精神障害者の増加の割合が高くなっている。

第3表 障害種別の雇用状況

区分		①障害者の数 (人)	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
			A 重度身体障害者 (人)	B 重度身体障害者である短時間労働者 (人)	C 重度以外の身体障害者 (人)	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)	A 重度知的障害者 (人)	B 重度知的障害者である短時間労働者 (人)	C 重度以外の知的障害者 (人)	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)	A 精神障害者 (人)	B 精神障害者である短時間労働者 (人)	C Bのうち注4に該当する労働者 (人)	D 計 $A + (B - C) \times 0.5 + C$ (人)
函館	30年	718.5	118	19	184	36	457.0	30	1	136	45	219.5	36	8	4	42.0
	29年	705.5	127	16	178	27	461.5	21	1	147	40	210.0	29	10	-	34.0
北海道	30年	14,387.5	2,418	376	3,760	650	9,297.0	251	71	2,595	821	3,578.5	1,104	551	265	1,512.0
	29年	13,334.5	2,324	363	3,618	557	8,907.5	264	84	2,268	781	3,270.5	904	505	-	1,156.5
全国	30年	534,769.5	98,193	11,691	129,993	16,276	346,208.0	19,699	4,335	68,757	17,353	121,166.5	50,708	20,527	12,847	67,395.0
	29年	495,795.0	94,234	10,821	126,584	15,162	333,454.0	18,626	4,021	63,181	15,679	112,293.5	41,422	17,251	-	50,047.5

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Dの計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
- 3 ②③D欄及び④B欄の短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
- 4 精神障害者である短時間労働者であっても次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
 - ② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 ②③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30日時間以上を労働者であり、②③欄のB、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

(2) 企業規模別の雇用状況

実雇用率を企業規模別で見ると、「100～300人未満規模」が2.15%と最も高く、次いで「45.5～100人以上規模」が2.13%となっている。一方で、「300～500人未満規模」が最も低く1.88%となっている。

法定雇用率達成企業の割合は、「100～300人未満規模」が54.4%と最も高く、「500人未満規模」が最も低く40.0%となっている。

実雇用率を前年と比較すると、「45.5～100人未満規模」で前年より上昇し、それ以外の企業では前年より低下となっている。

また、法定雇用率達成企業の割合を前年と比較すると、全ての企業規模別で低下となっている。

雇用されている障害者数は、「45.5人～100人未満規模」で前年比39.5人増、「100～300人未満規模」で同21人減、「300～500人未満規模」で同4人増加、「500人以上規模」で同9.5人減少し、合計では同13人の増加となっている。

第4表 企業規模別の雇用状況

区分	対象 企業 数	達成 企業数	対 象 労働者数 (人)	雇用障害者数					実雇用 率 (%)	雇用率 達成企 業割合 (%)	
				A 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者 (人)	B 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者 (人)	C 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者 (人)	D 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者で ある短 時間労 働者 (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)			
45.5～ 100人未満	30年	142	65	9,241.5	50	2	84	22	197.0	2.13	45.8
	29年	117	56	8,039.5	33	4	80	15	157.5	1.96	47.9
100～ 300人未満	30年	90	49	12,461.0	43	7	164	23	268.5	2.15	54.4
	29年	91	58	13,285.5	56	5	157	31	289.5	2.18	63.7
300～ 500人未満	30年	17	8	5,394.0	21	7	44	17	101.5	1.88	47.1
	29年	14	9	4,493.5	24	4	36	19	97.5	2.17	64.3
500人 以上	30年	10	4	7,173.0	34	4	68	23	151.5	2.11	40.0
	29年	10	5	7,527.5	35	4	81	12	161.0	2.14	50.0
合計	30年	259	126	34,269.5	148	20	360	85	718.5	2.10	48.6
	29年	232	128	33,346.0	148	17	354	77	705.5	2.12	55.2

注) 第1表と同じ

(3) 産業別雇用状況

実雇用率を産業別にみると、「製造業」が2.58%（前年2.47%）と最も高く、次いで「サービス業」の2.52%（同2.95%）となっている。

法定雇用率達成企業の割合は、「サービス業」で86.7%と最も高く、次いで「製造業」の56.9%となっている。

実雇用率を前年と比較すると、「製造業」、「卸売小売業」、「その他」の業種では上昇し、それ以外の業種では低下した。

また、法定雇用率達成企業の割合を前年と比較すると、「製造業」、「卸売小売業」の業種では上昇し、それ以外の業種では低下した。

雇用されている障害者数は、「製造業」、「卸売小売業」、「その他」の業種では増加し、それ以外の業種では減少した。

第5表 産業別の雇用状況

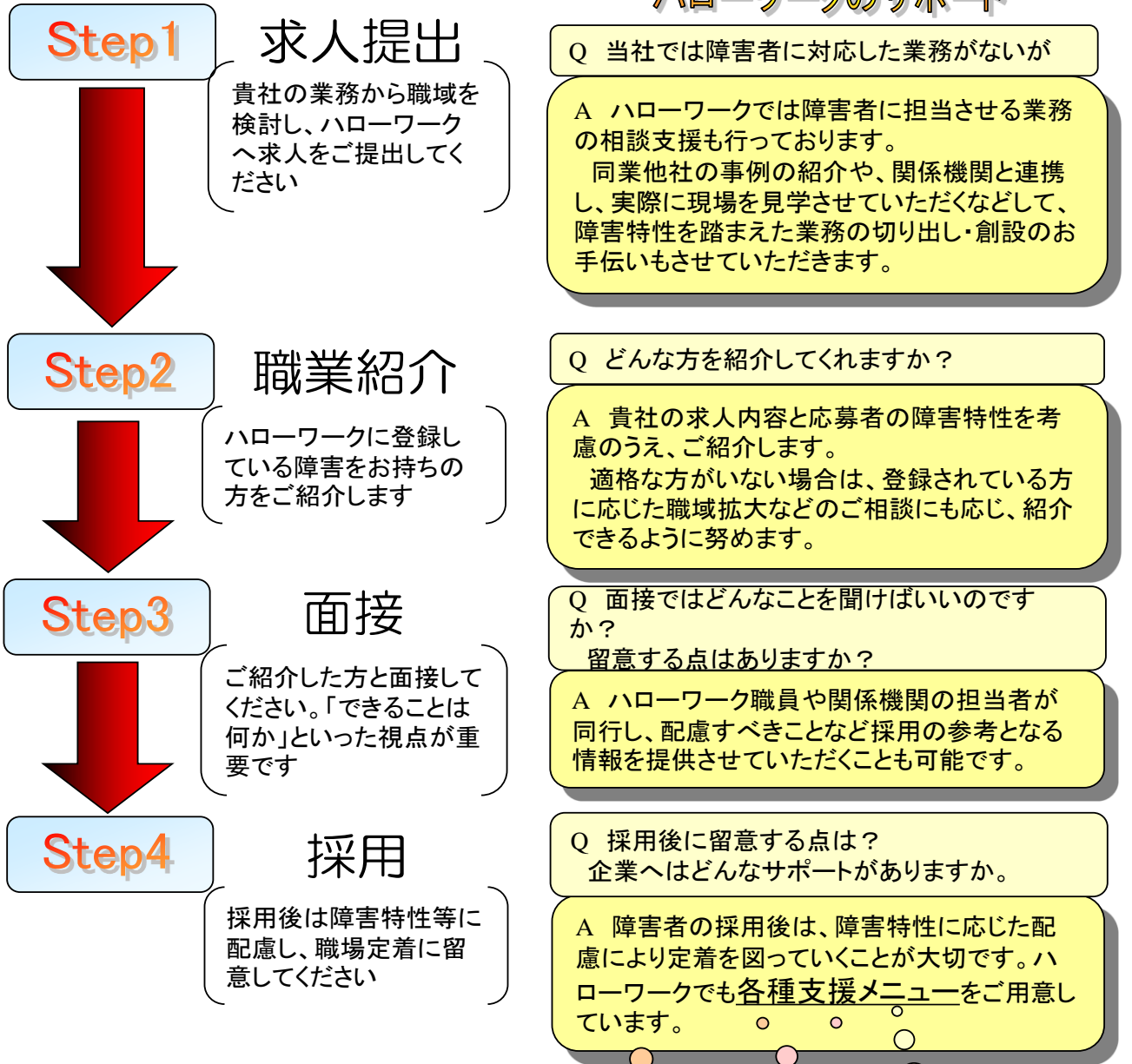
区分	対象企業数	達成企業数	対象労働者数 (人)	雇用障害者数					実雇用率 (%)	雇用率達成企業割合 (%)	
				A 重度身体障害者及び 重度知的障害者 (人)	B 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者 (人)	C 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び 精神障害者 (人)	D 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び 精神障害者である 短時間労働者 (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)			
製造業	30年	58	33	6,169.0	40	0	76	6	159.0	2.58	56.9
	29年	52	29	5,989.5	34	0	79	2	148.0	2.47	55.8
運輸業	30年	22	12	2,170.0	15	1	22	2	54.0	2.49	54.5
	29年	20	12	2,252.5	15	1	25	2	57.0	2.53	60.0
卸売 小売業	30年	42	17	6,331.5	12	3	66	15	100.5	1.59	40.5
	29年	43	17	6,813.0	15	0	58	19	97.5	1.43	39.5
飲食店 宿泊業	30年	13	6	1,270.0	3	0	9	6	18.0	1.42	46.2
	29年	12	7	1,299.0	3	0	10	8	20.0	1.54	58.3
医療 福祉	30年	72	29	11,995.5	39	10	128	31	231.5	1.93	40.3
	29年	61	36	11,418.0	42	10	134	27	241.5	2.12	59.0
サービス業	30年	15	13	2,202.5	7	6	27	17	55.5	2.52	86.7
	29年	16	14	2,002.0	9	5	28	16	59.0	2.95	87.5
その他	30年	37	16	4,131.0	32	0	32	8	100	2.42	43.2
	29年	28	13	3,572.0	30	1	20	3	82.5	2.31	46.4
合計	30年	259	126	34,269.5	148	20	360	85	718.5	2.10	48.6
	29年	232	128	33,346.0	148	17	354	77	705.5	2.12	55.2

注) 第1表と同じ 「その他」は建設業、電気・ガス・熱供給業・水道業、情報通信、金融保険、不動産、生活関連サービス・娯楽業、教育学習支援、複合サービス

ハローワークの障害者雇入れ支援メニュー

ハローワークでは、事業主の皆様の障害者雇用を積極的に支援しております。

ハローワークのサポート



常用雇用への不安がある場合は障害者トライアル雇用事業を活用ください

指導方法に不安がある場合はジョブコーチを活用ください

雇入れ時の賃金補助として各種助成金制度があります。

各種支援メニューについては次ページをご参照ください

雇入れのきっかけづくり(トライアル雇用助成金)

障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース

【障害者トライアル雇用】

障害者を原則3ヶ月間雇用することにより障害に対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけ作りを進める制度です。

対象者1人当たり月4万円の助成金が支給されます。なお、精神障害者は最長6ヶ月(月8万円×3か月、以降月4万円×3か月で、6か月最大36万円)の助成となります。

【障害者短時間トライアル雇用】

週10時間以上20時間未満の労働時間で、3～12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の常用労働者となることを目指す制度です。

精神障害者、発達障害者が対象です。

対象者1人当たり月4万円が支給されます。

雇入れに活用できる助成金制度(特定求職者雇用開発助成金)

特定就職困難者コース

安定所等の紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。トライアル雇用助成金との併給も可能です。

障害者初回雇用コース

障害者雇用の実績のない企業(常用労働者45.5人～300人)が安定所等の紹介により初めて障害者を雇用し、法定雇用障害者数の雇用を達成した場合に支給します。

障害者トライアル雇用助成金および特定就職困難者コースとの併給も可能です。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者や難病のある人を安定所の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。助成額は、特定求職者雇用開発助成金の重度以外の身体・知的障害者と同様です。障害者トライアル雇用助成金との併給も可能です。

各助成金の支給額・支給要件の詳細については、お近くのハローワーク・労働局へお問い合わせください。

就職後の定着への支援

ジョブコーチ(職場適応援助者)

障害者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障害者本人、事業主等に支援を行います。

職場にて作業能率をあげる、作業ミスを減らすための支援や障害に配慮した対応方法についての助言・援助等を行います。

関係機関との連携した支援

北海道障害者職業センター

障害者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障害者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。

札幌に本所、旭川に支所があります

障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。